

平成31年度版
久留米市保育士進学支援補助金
申請の手引

【指定保育士養成施設 在学者及び入学予定者向け】



久留米市子ども未来部子ども施設事業課

【ご注意】この手引は、平成31年度（2019年度）の補助金に係る申請の手引です。

平成30年度の補助金に係る申請は、「平成30年度版久留米市保育士進学支援補助金 申請の手引【指定保育士養成施設 在学者向け】」をご覧ください。

久留米市保育士進学支援補助金の概要

（1）久留米市保育士進学支援補助金について

この補助金は、指定保育士養成施設に在学する市民税非課税世帯の方のうち、卒業後に市内の保育所等に保育士等として勤務していただける方に対し、修学に係る費用の一部を支援するため交付するものです。

市内における保育士の人材確保と保育士資格の取得支援を目的としています。

※ 「久留米市保育士進学支援補助金 申請の手引」用語の説明

- ◆ 保育所…児童福祉法に規定する市立保育所、認可保育所及び公私連携型保育所
- ◆ 認定こども園…就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園
- ◆ 保育所等…保育所及び認定こども園
- ◆ 保育士…保育士資格を有し保育士登録簿に登録された者
- ◆ 保育士等…保育士又は保育教諭

（2）交付対象者

補助金の交付対象者は、次の条件をすべて満たす方です。

- ① 久留米市内に居住（住民基本台帳に登録）
- ② 指定保育士養成施設（市内外は問いません）に在学
- ③ 市民税非課税世帯に属する
- ④ 指定保育士養成施設を卒業し保育士登録を受けた後、久留米市内の保育所等に保育士等として就職し、継続して5年間就業すること（保育士等としての勤務形態：正規雇用には限りませんが、1日6時間以上かつ月20日以上勤務であることが必要です）
- ⑤ 在学中に久留米市が指定する研修を受講すること

※ 他の市町村に所在する保育所等へ就業すること又は他の職種に就業することを義務付けている貸付制度や補助制度等との併給はできません。

（福岡県保育士修学資金貸付制度との併給は可能です）

※ 年度を通じて指定保育士養成施設を休学するとき又は停学の処分を受けたときは、当該年度の交付申請はできません。

※ ⑤については、年に1回程度の参加を予定しています。

（注）この手引は平成31年度補助金に関するものですので、交付対象者の条件のうち、平成31年4月現在で、市内に居住（転居）予定の方、指定保育士養成施設に在学（入学）予定の方も申請できます。

この補助金は、市内の保育士の人材確保と保育士を目指す非課税世帯の学生さんへの支援を目的としているため、条件を満たさなくなり返還免除に該当しない場合は、補助金を返還していただくことになります。（10）以下を必ずお読みください。

卒業後、市内の保育所等に就職し5年間以上勤務できるか、申請にあたって十分検討してください。

ご注意



（3）交付期間及び補助金交付額

補助金の交付期間は、指定保育士養成施設に在学する正規の修学期間です。

交付額は年額 25 万円で、在学中に交付する額は 50 万円を限度とします。

なお、指定保育士養成施設における修学期間が4年間の場合は、年額の2年分に相当する50万円の範囲内で最長4年間交付しますが、年額は12万5千円又は25万円とします。

【交付例】

短期大学（2年制）の第2学年…年額 25 万円

短期大学（2年制）の第1学年…年額 25 万円（25万円×2年間で最大50万円）

大学（4年制）の第4学年…年額 25 万円

大学（4年制）の第3学年…年額 25 万円（25万円×2年間で最大50万円）

大学（4年制）の第2学年…年額 12 万5千円（12万5千円×2年間+25万円×1年間で最大50万円）

大学（4年制）の第1学年…年額 12 万5千円（12万5千円×4年間で最大50万円）

※ 補助金の交付は年度ごとに決定します。1回目の決定は最長4年間の交付を確約するものではありません。

（4）募集人数 10名（予定）

（5）補助金の内定申請手続

補助金の交付を希望する方は、希望する年度ごとに、次の「内定申請書類」を久留米市（子ども未来部 子ども施設事業課）へ提出してください。

平成31年4月に指定保育士養成施設に進学予定の方（入学予定者）も申請できます。

※ 申請書等の様式は、久留米市ホームページから印刷できるほか、子ども施設事業課で配布

【内定申請書類】

① 久留米市保育士進学支援補助金内定申請書（第1号様式）

② 住民票（世帯全員分。続柄が記載され、3ヶ月以内に発行されたもの）※ ⑥参照

③ 平成30年度所得証明書（市民税非課税世帯とわかるもの）※ ⑥参照

（注） 交付を希望する本人と生計を一にする家族全員分の収入を証明する所得証明書

④ 誓約書（第2号様式）

⑤ 指定保育士養成施設に進学（在学）する意思を確認できる書類

（受験票や合格通知など指定保育士養成施設への進学（在学）を予定していることがわかる書類を提

出してください。なお、補助金交付決定（通知）前に、平成31年度の在学証明書をあらためて提出していただきます。）

⑥ 同意書 ※ 同意書の提出があれば、上記②住民票と③所得証明書は提出不要です。

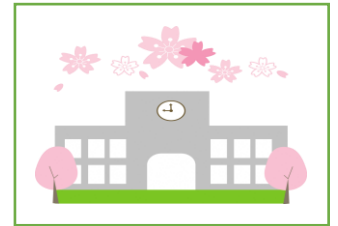
（なお、交付を希望する本人と生計を一にする家族が市外在住の場合は、在住する市町村長発行の所得証明書が必要です）

※ 在学者の方で、平成30年度補助金も申請する場合、②、③、⑤、⑥の提出は不要です。

※ 申請内容の確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

（6）申請期間

平成30年12月3日（月）から平成31年1月31日（木）まで



（7）申請書類提出先

（5）の「内定申請書類」は、下記の窓口に本人が持参してください。

久留米市 子ども未来部 子ども施設事業課（市役所 本庁舎 16階）

※ 午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜、日曜、祝日及び12月29日～1月3日は受け付けません）

（8）内定対象者の選考及び内定

申請受付後、提出された書類の審査を行い、補助金の内定の可否を決定します。

決定後、補助金内定者には内定通知を送付します。

（9）内定後の手続について

内定者は、平成31年4月に、次の「交付申請書類」を久留米市（子ども未来部 子ども施設事業課）へ提出してください。指定保育士養成施設に在学していることなど交付対象要件を確認した後に、補助金交付決定通知を送付します。（平成31年4月頃交付予定）

【交付申請書類】

① 久留米市保育士進学支援補助金交付申請書（第4号様式）

② 在学証明書（第5号様式）

③ 請求書及び通帳の写し（交付を希望する本人名義のもの）

※ （5）の「内定申請書類」のうち、②住民票、③所得証明書、④誓約書、⑥同意書の内容に変更がある場合は、再度提出してください。

（10）補助金の返還について

補助金の交付を受けた後に次の事由に該当することとなった場合は、補助金を返還しなければなりません。

① 指定保育士養成施設を退学したとき

② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき

- ③ 交付期間中に交付申請の撤回の申出をしたとき
 - ④ 指定保育士養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録をしなかったとき又は登録されなかったとき
 - ⑤ 指定保育士養成施設を卒業した日の属する年度の翌々年度の4月1日までに市内の保育所等で保育士等（1日6時間以上かつ月20日以上勤務に限る）として就職しなかったとき、又は継続して5年間就業しなかったとき
 - ⑥ その他交付要件を満たさなくなったとき
- ※ 上記の事実が発生した日から15日以内に久留米市（子ども未来部 子ども施設事業課）に報告してください。
- ※ ⑤について、市内の保育所等に保育士等として就職した後、本人の意思にかかわらず人事異動等により市外で保育士等として勤務した期間は、市内で就業した期間に算入できます。

（11）補助金の返還猶予について

（10）にかかわらず、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるときは、補助金の返還を猶予することがあります。

※ 該当する場合は久留米市（子ども未来部 子ども施設事業課）に連絡してください。

（12）補助金の返還免除について

（10）にかかわらず、次の事由がある場合は、補助金の全部又は一部の返還を免除します。

- ① 死亡又は心身の故障のため保育士等として保育所等で就業できなくなったとき（全部）
- ② 保育士等として市内の保育所等に2年以上就業したとき（一部）

（注）本人の責による免職や特別な事情なく退職した場合など、相当の理由がないときは免除しません。

※ 該当する場合は久留米市（子ども未来部 子ども施設事業課）に連絡してください。

※ すでに返還した補助金は免除対象外です。

※ ②の免除額は、補助金の60分の1に市内の保育所等で勤務した月数（1月に満たない日数は除く）を乗じた額（1円未満は切り捨て）です。

例：勤務3年6か月（42月）で退職した場合

50万円×勤務42月×1/60＝免除額 35万円 ⇒ 返還額 15万円

（13）必要な報告について

補助金の交付後、次のような場合に報告や書類の提出をしていただきます。

- ・申請内容（住所、氏名等）に変更が生じたとき
 - ・指定保育士養成施設の卒業、保育士証の交付、市内の保育所等への就職 など
- ※ 上記のほか、必要に応じて追加で書類を提出していただく場合があります。

久留米市 子ども未来部 子ども施設事業課（市役所 本庁舎 16階）

電話：0942-30-9754 ファクス：0942-30-9718

Eメール：kodomom@city.kurume.fukuoka.jp

ホームページ： <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

1050kurashi/2040kosodate/3085shien/hoikushishingaku.html

市ホームページ



平成31年度

保育士進学支援補助金 内定申請から交付までの流れ（参考）

平成30年12月3日から31年1月31日まで

補助金内定申請

1ページの(2)「交付対象者」を確認のうえ、
2ページの(5)「内定申請書類」を、久留米市 子ども未来部
子ども施設事業課（本庁舎16階）の窓口に申請者本人が持参して
ください。 ※ 申請は1月31日まで（期限厳守）

平成31年2月 審査

平成31年2月（中旬～下旬頃）
内定の可否を決定・通知書送付

平成31年4月
交付申請

補助金内定者は、3ページの(9)「交付申請書類」を、久留米市 子ども
未来部子ども施設事業課（本庁舎16階）の窓口に持参してください。

平成31年4月頃 審査

平成31年4月～5月頃
交付決定者に補助金を交付



【参考】 市内の市立保育所、認可保育所及び認定こども園一覧（平成 30 年 10 月 1 日現在）

【市立保育所】

江南保育園	ひまわり保育園	田主丸保育所
白峯保育園	荒木保育園	大城保育所
松柏保育園	善導寺保育園	犬塚保育園



【認可保育所】

篠山保育園	宮ノ陣保育園	青峰保育園	水縄保育所
わんぱく保育園	子鳩保育園	ニュータウン保育園	竹野保育所
きらら保育園	子鳩分園	住吉保育園	かわい保育園
ふじ保育園	晴明保育園	美希保育園	菅原保育所
水天宮保育園	明星保育園	安武保育園	報恩保育園
のぎっこ(分園)	わかぐさ保育園	大善寺保育園	童心園
長門石保育園	聖徳保育園	りんごの木保育園	中村保育所
西久留米保育園	津福保育園	わらしこ保育園	金島保育園
小森野保育園	鳥飼保育園	白鳥保育園	城島保育園
上旗保育園	金丸保育園	ゆりかご保育園	芦塚下田保育園
合川保育園	金丸ぷらす(分園)	筑水保育園	青木保育園
木の实保育園	保育所草康園	発心保育園	浮島保育園
文殊乳児保育園	青い鳥保育園	かやのみ保育園	西牟田保育園
かおり保育園	上津保育園	こでまり保育園	三潞保育園
かおりガーデン(分園)	ひいらぎ保育園	大橋保育園	
千歳保育園	高良内保育園	船越保育所	

【認定こども園】

○ 幼保連携型認定こども園

認定こども園 マーヤ永福寺幼稚園・保育園	認定こども園 くるめ天心幼稚園
認定こども園 合川幼稚園	認定こども園 つぼみ幼稚園・保育園
認定こども園 アイスクール幼稚園	認定こども園 北野おおぞら幼稚園
認定こども園 久留米育英幼稚園・保育園	

○ 保育所型認定こども園

江上保育園

○ 幼稚園型認定こども園

聖使幼稚園 せいしキディ・クラブ	高良内幼稚園 キッズハウスふたば
久留米純心幼稚園 久留米純心Jr保育園	城島すみれ幼稚園
久留米ふたば幼稚園	国分幼稚園 エールキッズ
久留米天使こども園	敬愛文化幼稚園
大谷幼稚園 大谷こども園	

